

経営健全化計画推進コンサルティング業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川口市立医療センターの経営健全化計画推進コンサルティング業務について、経営改善に向けた取組みを一層推進し、実効性あるものとすることから、専門的な知識や実績を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 経営健全化計画推進コンサルティング業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙「経営健全化計画推進コンサルティング業務委託仕様書」のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額 19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

項目	日程	備考
(1) 公募開始	令和8年1月23日（金）	川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(2) 質問書の受付期限	令和8年1月30日（金） 17時（必着）	経営企画課あて メールで送付
(3) 質問書への回答期限	令和8年2月5日（木） (随時回答)	川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(4) 参加申込の受付期限	令和8年2月6日（金） 17時（必着）	経営企画課あて 持参または郵送
(5) 参加資格の確認結果通知	令和8年2月12日（木）	申込者あてメールで送付
(6) 提案書等の提出期限	令和8年2月20日（金） 17時（必着）	経営企画課あて 持参または郵送
(7) プレゼンテーション	令和8年3月2日（月）予定	時間未定
(8) 選定結果通知	令和8年3月10日（火）予定	・申込者あてメールで送付 ・川口市及び川口市立医療センターホームページで公表

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。なお、参加資格の確認基準日は、参加申込書の提出日とする。

(1) 令和7年度及び令和8年度の川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

(4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(9) その他業務上必要な条件等

令和5年度から令和7年度までの間に、病床数500床以上の公立病院の経営改善コンサルティング業務を元請として受託した実績があること。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 受付期間 令和8年2月6日(金)17時まで(時間厳守、郵送の場合必着)

※期間外の提出は受け付けない。

- (2) 提出書類 ①プロポーザル参加申込書(様式第1号)・・・1部
②会社概要調書(様式第2号)・・・1部
③業務実績調書(様式第3号)・・・1部
④業務実施体制調書(様式第4号)・・・1部

(3) 提出方法 持参又は郵送

- ・持参の場合は、平日9時から17時まで
- ・郵送の場合は提出期限(必着)を厳守。郵便事故等についての異議申立ては受け付けないものとする(書留郵便等配達の記録が確認できる方法を推奨)。

(4) 提出先 経営企画課（「18 担当事務局」に記載の提出先）

(5) 書類審査

ア 提出された参加申込書等により参加資格の有無について書類審査を行い、書類審査を通過した提案者のみヒアリング（プレゼンテーション）を行う。

イ 参加申込を行った事業者が4者を超える場合には、提出された会社概要調書及び業務実績調書、業務実施体制調書に基づき審査を行い、上位4者をプレゼンテーション参加事業者として決定するものとする。

8 参加資格の確認結果通知

(1) 通知期限 令和8年2月12日（木）までに、参加の可否を通知する。

(2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知する。

9 提案書等の提出

「8 参加資格の確認結果通知」にて参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1) 受付期間 令和8年2月20日（金）17時まで

（時間厳守、郵送の場合必着）※期間外の提出は受け付けない。

(2) 提出書類 ①企画提案書（任意様式）（正本1部、副本15部）

※副本には、企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。

②見積書（様式第5号）（1部）

※工数がわかる資料を添付すること。

(3) 提出方法 持参又は郵送

・持参の場合は、平日9時から17時まで

・郵送の場合は提出期限（必着）を厳守。郵便事故等についての異議申立ては受け付けないものとする（書留郵便等配達の記録が確認できる方法を推奨）。

(4) 提出先 経営企画課（「18 担当事務局」に記載の提出先）

10 質問回答

(1) 質問方法 質問書（様式第6号）に本プロポーザルに関する質問事項を記載の上、メールで送付

※電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

※メールの件名及びファイル名は「コンサル業務プロポーザルに関する質問（企業名）」とすること。

(2) 質問書送付先 経営企画課（「18 担当事務局」に記載のメールアドレス）

(3) 質問受付期間 令和8年1月30日（金）17時まで

(4) 質問回答期限 令和8年2月5日（木）（随時回答）

(5) 回答方法 川口市及び川口市立医療センターホームページに掲載（随時更新）

本プロポーザルと直接関係のない質問、単なる意見表明及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

1.1 プレゼンテーション

- (1) 日 時 令和8年3月2日（月）（予定）（時間は別途通知）
(2) 場 所 川口市立医療センター2階 第2会議室
(3) 出席者 3人以内
- ア 本業務を担当する予定の管理責任者及び主任担当者が必ず出席し、主任担当者が説明を行うこと。
イ 説明は、事前に提出した企画提案書に沿って口頭で行うものとし、プロジェクトターゲットへの投影は行わない。
ウ プレゼンテーション実施中は、他の事業者は会場に入室できない。
- (4) 持ち時間 25分以内（プレゼンテーション15分・質疑応答10分）

1.2 選定基準

評価項目		評価の視点	配点
1	業務実績	本業務遂行にあたり、類似業務の十分な実績や経験はあるか	10
2	実施体制	確実かつ効率的な業務遂行のための管理体制・人員配置が確保されているか	10
3	実施方針	業務の特性、目的及び内容を正しく理解し、その実現に有効な方針やスケジュールが示されているか	10
4	理解度	業務の趣旨や当院の現状、課題の認識は十分であるか	30
5	適合性	当院の状況に適合した具体的で有効な提案となっているか	30
6	実現性	実現性の高い提案、取組方法となっているか	30
7	発想力・独自性	新たな視点や工夫による独自の提案、より効果的に目的を達成できる提案となっているか	30
8	合理性	経済的に合理性のある提案となっているか	30
9	プレゼンテーション能力	企画提案資料の作成能力及び説明能力は、コンサルティングを担うに十分であるか	10
10	経費の妥当性	見積金額が企画内容に対して適正になっているか	10

1.3 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。
(2) 審査は、当院職員により構成する「経営健全化計画推進コンサルティング業務委託プロポーザル方式業者選定委員会」が行う。
(3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行

う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

- (4) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先する。見積書の金額が同額の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。
- (5) 各委員の持ち点を合算した値の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合計した値が最低基準点に満たない提案者は選定対象から除外する。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ プrezentationに参加しなかった者
 - エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - オ 見積書の金額が見積限度額を超えており

1.4 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、プレゼンテーションに参加した者全者に次の事項を書面で通知するとともに、川口市及び川口市立医療センターホームページに掲載する。また、失格となった場合は別途通知する。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

1.5 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市立医療センターから指示があった場合を除き認めない。

1.6 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市病院事業契約規程第22条第1項により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市病院事業契約規程第23条に該当する場合は契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規

定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

(5) その他契約に関する条項は川口市病院事業契約規程による。

1 7 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市立医療センターに請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式第7号）を提出するものとする。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市立医療センターが無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (5) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 8 担当事務局（問い合わせ・書類等提出先）

川口市立医療センター 経営企画課 企画情報係

所在地：〒333-0833 川口市西新井宿180 川口市立医療センター2階

電話：048-280-2525（代表）内線：2227・2248

メールアドレス：170.01500@city.kawaguchi.saitama.jp